

令和7年 第1回沼田町議会臨時会 会議録

令和 7年 1月14日 (金)  
午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君			

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	小 玉	好 紀 君			
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長 (なごみ施設長)	荒 川	幸 太 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長	赤 井	圭 二 君
------	-----	-------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	亀 谷	良 宏 君	書記	高 橋	愁 人 君
------	-----	-------	----	-----	-------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第1号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第3号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号	沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について2
議案第5号	北竜マンホールポンプ所外電気設備更新工事の請負契約について
議案第6号	令和6年度沼田町一般会計補正予算について
議案第7号	令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第8号	令和6年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第9号	令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第10号	令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第11号	令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第1号	監査委員の選任について

( 開 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）只今から令和7年第1回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

( 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 )

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、上野議員、1番、畑地議員を指名いたします。

---

( 会 期 の 決 定 )

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第3、議案第1号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第1号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。令和6年国家公務員の給与に関しまして、官民格差を是正することと致しました、人事院勧告において、勧告に沿って給与改定等を実施することとした改正給与法が12月17日に参議院本会議において可決され成立しております。沼田町におきましても、人事院勧告に準拠いたしまして、職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、会議資料02、令和6給与改正概要の方で説明させていただきます。上段（1）給料表の改正でございますが、職

員の採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げております。大卒程度を2万3,800円、高卒程度を2万1,400円引上げしております。また、若年層に特に重点を置きつつ、全階級・号俸が引上げ改定されることから給料表を改正するものでございます。次に(2)期末・勤勉手当の改正でございますが、年間支給月数4.5ヶ月を0.1ヶ月分引き上げ4.6ヶ月分に改正するものでございます。一般行政職をご覧いただきたいと思えます。令和6年度分の支給につきましては、12月期の期末・勤勉手当において、それぞれ0.05ヶ月分を引き上げることとし、令和7年度以降につきましては、6月・12月に支給する期末・勤勉手当をそれぞれ0.025ヶ月分引き上げるものでございます。一頁おめくり頂いて、下段、【定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員】でございますが、年間支給月数2.35ヶ月を0.05ヶ月分引き上げ2.4ヶ月分に改正し、12月期の期末・勤勉手当において、それぞれ0.025ヶ月分を引き上げることとし、令和7年度以降につきましては、6月・12月に支給する期末・勤勉手当をそれぞれ0.0125ヶ月分引き上げるものが主な改正内容でございます。この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。また、給料表の改正に伴う実施時期は、令和6年4月まで遡ることとし、既に支給されたものは給与の内払いとみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じて、支給月数の改正を実施していることから、年間支給月数4.5ヶ月分を0.1ヶ月分引き上げ4.6ヶ月分とする改正であり、令和6年度分の改正につきましては、12月期の手当において、0.1ヶ月分を引き上げることとし、令和7年度以降につきましては、6月、12月に支給する期末手当をそれぞれ2.3ヶ月分とする改正条例でございます。なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。また、改正に伴う実施時期は、令和6年4月まで遡ることとし、既に支給されたされたものは給与の内払いとみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第3号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第3号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。今回の改正につきましては、期末手当について職員及び特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げ、支給月数を4.6ヶ月分とするものでございます。この条例は公布の日から施行するものであります。また、改正に伴う実施時期は、令和6年4月まで遡ることとし、既に支給されたものは給与の内払いとみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第4号、沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第4号、沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部

を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。今回の改正につきましては、民間の同種手当の支給額を踏まえまして、月額を11.3%引き上げるものでございます。この条例は公布の日から施行するものであり、改正に伴う実施時期は、令和6年4月まで遡ることとし、既に支給されたものは手当の内払いとみなし、後日、差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第4号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第5号、北竜マンホールポンプ所外電気設備更新工事の請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第5号、北竜マンホールポンプ所外電気設備更新工事の請負契約について。下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記。1 契約の目的、北竜マンホールポンプ所外電気設備更新工事。2 契約の方法、一般競争入札。3 契約金額、6,622万円。4 契約の相手方、札幌市中央区大通東7丁目12番9北海道富士電機株式会社、取締役社長谷村 修。5 工事場所、沼田町字北竜、南一条1丁目、旭町1丁目。6 工期、本契約締結通知日から令和7年3月31日まで。令和7年1月14日提出、町長名でございます。本工事の概要について、ご説明申し上げます。今回、電気設備の更新工事を行う北竜マンホールポンプ所外3箇所につきまし

では、平成4年度、平成10年度、平成11年度に整備し、設置からそれぞれ25年以上を経過し、経年劣化が進んでいることから、令和2年度に策定した沼田町ストックマネジメント計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、更新工事を実施するものであります。本工事の主な内容は、北竜・工業団地・南町・旭町の4個所のマンホールポンプ所の電気設備として、動力制御盤、非常通報装置等を更新するものでございます。なお、今回の契約に当たっての入札は、一般競争入札により実施しており、12月20日に公告し、12月20日から1月7日まで入札参加の申込を受付けし、申込のあった1社により1月10日に入札を実施し、1月10日仮契約を締結しております。参考までに、入札の参加資格は、沼田町の競争入札参加資格者名簿に登録されており、これまでの実績を判断する基準として、過去10年間に当該工事と同種の施工実績があることを主な条件といたしました。次のページには、資料といたしまして、入札参加業者を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、北竜マンホールポンプ所外電気設備更新工事の概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第5号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第6号、令和6年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第6号、令和6年度沼田町一般会計補正予算について。令和6年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。会議資料の03、令和6年度沼田町一般

会計補正予算（第7号）2ページをお開き下さい。令和6年度沼田町一般会計補正予算（第7号）令和6年度沼田町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,700万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,914万2,000円と定める。2項省略させていただきます。令和7年1月14日提出、町長名でございます。8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等19万5,000円の増額補正は、期末手当について職員・特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げることにより、不足する額を増額計上しております。2款総務費、1項10目振興費、12節委託料、キャンパスライスプロジェクト委託料175万円を増額計上するものですが、目標額を上回る寄付金を頂戴いたしまして、当初1,600名の学生支援として予算組おりましたが、1,720名の学生を支援することとし、不足する費用を増額計上するものです。財源は寄付金を充当しております。24目ふるさと応援費、11節役務費7,100万円を増額計上するものですが、ふるさと納税が大幅に増加したことに伴い、第3回、第4回定例会において関連経費を補正計上させていただきましたが、ポータルサイト掲載手数料と受注事業者への手数料が不足していたことから、所要額を増額計上しております。28目物価高騰対策事業費であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分が決定したことから財源振替を行うものでございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1,539万5,000円を補正計上するものですが、令和6年11月22日の閣議決定で示されました、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対し、一世帯3万円を給付するものであり、所要額を予算計上しております。あわせて、低所得者の子育て世帯に対する児童1人当たり2万円のこども加算給付金についても予算計上しております。なお、財源は事務費を含め全額、国庫補助金を補正額と同額計上しております。9ページをお開き下さい。3目介護支援費、27節繰出金50万8,000円の増額補正です。介護保険特別会計繰出金21万1,000円の増額は人事院勧告による給与等の改定に伴う増額分を繰出すものです。高齢者グループホーム特別会計は給与等の改定及び会計間異動により人件費を整理し繰出しを行うものであります。4款衛生費、3項1目上下水道施設費、27節繰出金13万6,000円の増額補正ですが人事院勧告による給与等の改定に伴う増額分を繰出すものです。8款土木費、2項1目道路橋梁維持費、12節町道除雪委託料1,000万円を増額補正するものです。年末年始の大雪により、1月11日時点で昨年を上回る降雪を記録し、日々除排雪作業を行っているところであります。当初予算では12月から2月まで毎月1回の排雪を見込み予算計上しておりますが、大雪の影響から、町民生活に不安を与えることの無いよう危険箇所、車線確保と歩行

者の安全を優先とし順次作業を行っているところであります。年度末までの除排雪費用の不足が見込まれるため、委託料を増額計上するものでございます。9款消防費、1項1目消防施設費、18節負担金補助及び交付金深川地区消防組合負担金、5万3,000円の増額補正ですが、人事院勧告による給与等の改定に伴い、給料、手当など予算を整理し計上するものです。13款職員費、1項1目職員費、263万6,000円を減額補正するものです。給料については、人事院勧告による給与改定に伴う増額はあるものの、年度内での退職者や会計間異動など予算を整理した結果、614万8,000円の減額となり、職員手当は、期末・勤勉手当・寒冷地手当などは、改定に伴い手当の増額分を計上し、ほかの手当は現状に合わせ増額・減額整理し予算計上しております。7ページへお戻りください。歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税、825万6,000円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当しても、なお不足する額について地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金、2,899万5,000円の増額補正については、物価高騰対策に係る臨時交付金を予算計上しております。19款寄付金、175万円の増額計上については、キャンパスライスプロジェクトの増加に伴い、ふるさとづくり基金指定寄付金を増額計上するものです。20款繰入金、5,800万円の増額補正ですが、歳出でご説明いたしました、ふるさと納税に係る手数料の財源として基金から繰入れることとしております。以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第6号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第7号、令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園長（安念昌典和風園長）はい。

○議長（小峯聡議長）和風園長。

○和風園長（安念昌典和風園長）議案第7号、令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。会議資料04-01、令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の2ページをお開きください。令和6年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）令和6年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,961万円と定める。2項については、省略させていただきます。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。令和7年1月14日提出、町長名でございます。それでは今回の補正予算の内容についてご説明いたします。人事院勧告に伴う給与表や期末手当の改正による増額と年度途中の職員の退職に伴う人件費の減額分の差額を補正予算として計上させていただくものでございます。7ページ歳出をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目

（「説明省略」の声あり）

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第7号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## ( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第8号、令和6年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○旭寿園長（荒川幸太旭寿園長）はい。

○議長（小峯聡議長）旭寿園長。

○旭寿園長（荒川幸太旭寿園長）議案第8号、令和6年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和6年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。会議資料05-01、令和6年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）の2ページをお開き願います。令和6年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）令和6年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。債務負担行為。第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は「第1表債務負担行為」による。令和7年1月14日提出、町長名でございます。それでは今回の補正予算の主な内容についてご説明いたします。現在厨房業務が直営で進めておりますが、今後持続可能な体制が将来にわたり、困難なことが予想されるため、厨房業務委託を令和7年度から開始する運びとなり、その3カ年度における厨房業務に係る債務負担行為、限度額の設定となります。3ページをお開き願います。第1表債務負担行為、事業名給食業務委託事業、期間は令和7年度から令和9年度までの3カ年度でございます。限度額は総額2億5,600万円でございます。内訳につきましては、令和7年度8,400万、令和8年度8,500万、令和9年度8,700万の合計2億5,600万円を想定しているものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第8号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第9号、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）はい。

○議長（小峯聡議長）なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）議案第9号、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。会議資料06-1、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）の2ページをお開き願います。令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）令和6年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,120万3,000円と定める。2項については、省略いたします。令和7年1月14日提出、町長名でございます。それでは今回の補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（「説明省略」の声あり）

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第9号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第10号、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第10号、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年1月14日提出、町長名でございます。会議資料07-1、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の2ページをお開きください。令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）令和6年度沼田町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億745万6,000円と定める。2項については、省略させていただきます。令和7年1月14日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第10号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第13、議案第11号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第11号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令

和7年1月14日提出、町長名でございます。会議資料08-1、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第5号）の3ページをご覧ください。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第5号）。第1条、令和6年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益のうち、第2項営業外収益において13万6,000円を増額し、9,604万8,000円とし、支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用において13万6,000円を増額し、1億7,913万7,000円とするものでございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費1,062万7,000円。他会計からの補助金。第4条、予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額9,407万7,000円を「9,421万3,000円に改める。令和7年1月14日提出、町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、令和6年度の人事院勧告に基づく給与制度の改正に伴い、不足する職員給与を増額計上するとともに、収支の均衡を図るために、一般会計からの繰入金を増額させていただくことが、主な内容でございます。11ページをご覧ください。下段の収益的支出から、説明させていただきます。収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費13万6,000円の増額は、

（「説明省略」の声あり）

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第11号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第14、同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）同意第1号、監査委員の選任について。現監査委員の中村保夫氏におかれましては、1期4年間、監査業務に大変なご尽力をいただき、たくさんの功績を残していただきましたが、今年1月29日に任期満了を迎えるとともにご本人様よりご勇退のご意向もあり、この度、次の方を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。選任申し上げる方は、住所が沼田町南1条4丁目5番14号。氏名が高田勲氏、生年月日が昭和31年2月18日生まれ68歳であります。高田氏につきましては、昭和49年3月に滝川工業高等学校を卒業され、その後民間企業に就業後、昭和58年に地元に戻られ、家業のタイヤショップの経営に従事されております。この間商工会青年部長、さらに商工会理事を通算25年以上歴任され、平成19年5月より沼田町議会議員として4期16年、うち平成27年5月から平成31年4月の間、副議長として本町の町づくりにご貢献された方であります。人格高潔で地方公共団体の財務管理、経営管理、さらに行政運営に関し優れた識見を有する方であり、適正に監査業務にあたっていただけるものと確信し、監査委員として選任のご提案をさせていただきますので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。令和7年1月14日提出、沼田町長横山茂。以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本件の質疑、討論は省略することに決定しました。同意第1号について採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、同意第1号は同意することに決定しました

---

### （ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和7年第1回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 4時39分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員